

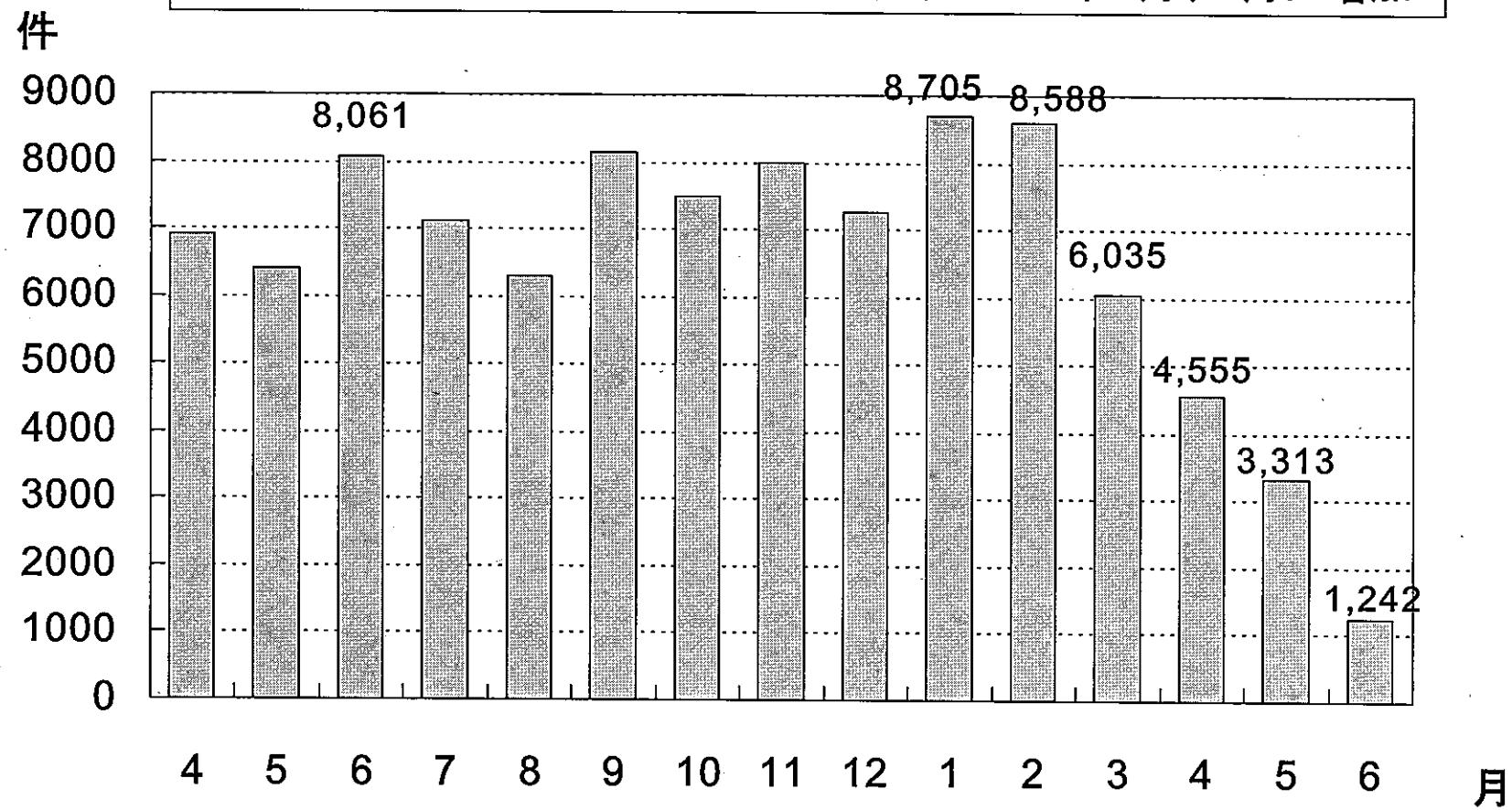
多重債務に関する相談概要

目次

	ページ
1. 月別相談件数の推移	2
2. 主な相談内容	4
3. 東日本大震災で寄せられた相談	5
4. 消費者金融などから借金ができない消費者を ターゲットとした最近の手口	
－国民生活センターの公表資料から－	7

1.月別相談件数の推移

多重債務に関する相談は2010年6月、2011年1月、2月に増加



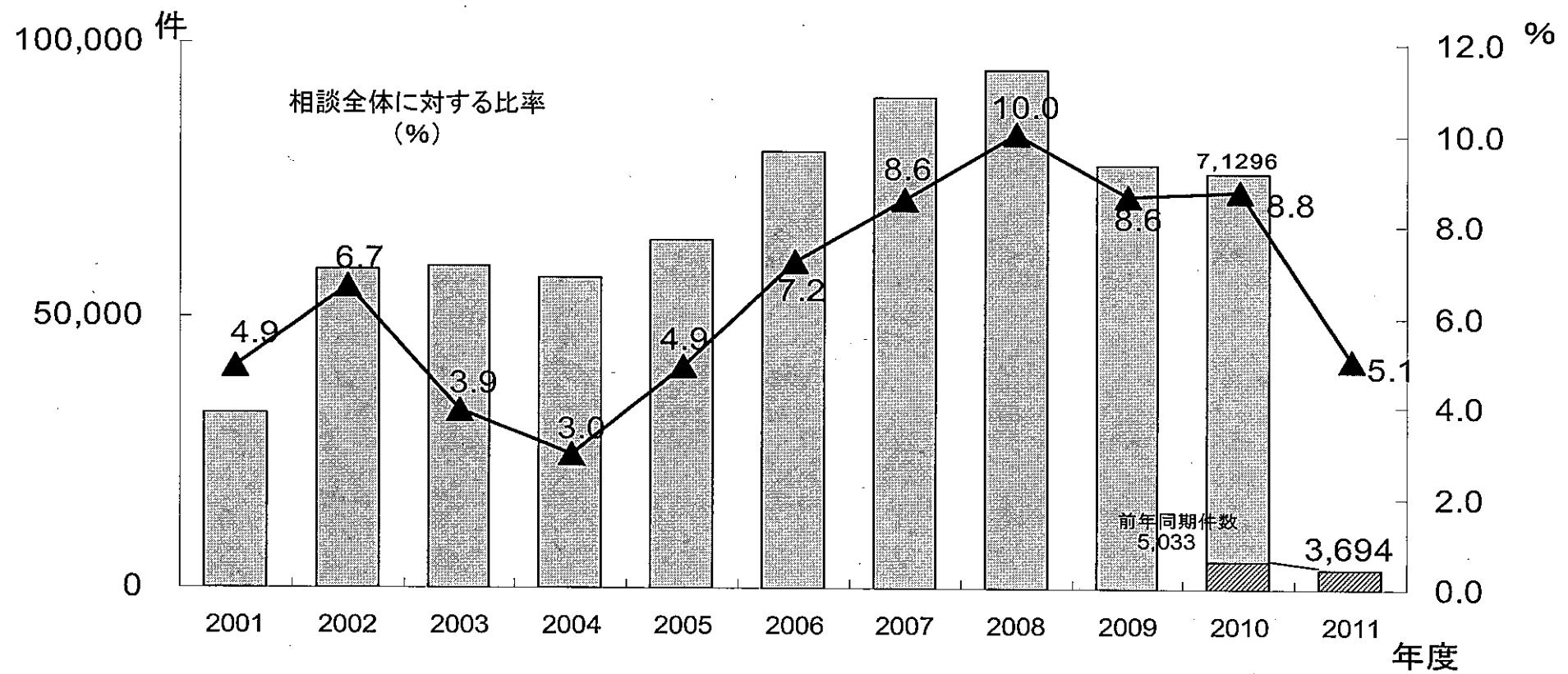
2010年

(備考)全国の消費生活センター等からPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に
寄せられる消費生活相談の推移

2011年

(2011年5月31日までの登録分)

参考：年度別相談件数の推移



〔5月31日まで
の登録分〕

2. 主な相談内容

- 「金利・利息」に関するものが増加
- その他、「自己破産」「クレジットカード」などに関するものが多い

[相談内容別構成比]

相談内容	2009年度(%)	2010年度(%)	2011年度(%)
金利・利息	22. 2	25. 2	26. 5
自己破産	10. 1	9. 7	10. 0
クレジットカード	6. 5	8. 0	10. 2
保証人	4. 0	3. 9	4. 2
信用性	2. 4	2. 4	2. 5
名義貸し	2. 3	2. 2	1. 8
法律違反	2. 0	2. 2	2. 7

(注)マルチカウント

3. 東日本大震災で寄せられた相談

順位	商品・役務	相談件数
1	ガソリン	1693
2	不動産賃借	1066
3	工事・建築	1061
4	修理サービス	545
5	電気	504
6	ミネラルウォーター	456
7	相談その他全般	398
8	商品一般	315
9	四輪自動車	300
10	野菜	293
11	フリーローン・サラ金	269
12	火災保険	246

2011年5月31日までの登録分

参考:東日本大震災で寄せられた相談事例

-多重債務に関連して-

- 地震による津波で家が流された。住宅ローンが残っているが、仕事がなくて支払えない。(50歳代 男性)
- 借金が70万円ある。震災で仕事がなくなり、今後の返済が難しい。(50歳代 女性)
- 震災の風評被害の影響で収入が激減し、カードローンの返済ができない。(60歳代 女性)
- 震災の影響で仕事を失い、自動車ローンが支払えない。(50歳代 女性)

参考：「震災関連悪質商法110番」 で寄せられた相談

- 岩手県45件、宮城県301件、福島県137件、茨城県76件

順位	商品・業務	相談件数
1	不動産賃借	79
2	工事・建築	52
3	修理サービス	41
4	火災保険	23
5	他の行政サービス	23

2011年5月31日までの登録分

4.消費者金融などから借金ができない消費者をターゲットとした最近の手口-国民生活センターの公表資料から-

■ 現金化

- 「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！－利用者自身も思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるおそれがある（2010年4月7日公表）
- 「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第二弾－融資を得たいという目的での利用のほかに、紹介されて利用してしまうケースもある（2010年12月1日公表）
- 「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第三弾－ギャンブル情報料、内職、未公開株…様々な支払いに広がっている（2011年6月17日公表）
-
- 「金貨の“即”現金化」に注意！－後払い、転売で負債が膨らむトラブルが増加－（2010年9月1日公表）

平成 22 年 4 月 7 日

独立行政法人国民生活センター

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！

—利用者自身も思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるおそれが—

クレジットカードで現金化するうたって、クレジットカードのショッピング枠で商品等を購入させ、それを業者が買い取ることで消費者に現金が渡るという買取屋による「クレジットカード現金化」の相談が近年増加している。また、最近は消費者にキャッシュバック付商品をクレジットカード決済で購入させ、購入した商品とともに現金を渡すというキャッシュバック方式による手口も増加してきた。こうした「クレジットカード現金化」を利用することは、クレジットカード契約に違反する行為であり、また、消費者自身も思わぬトラブルに巻き込まれる可能性がある大変危険な取引である。

そこで、「クレジットカード現金化」の問題点を整理し、絶対に利用しないよう消費者に注意を呼びかけるとともに、日本クレジット協会に対して、「消費者への注意喚起」「会員規約の記載の徹底」及び「加盟店管理の徹底」に関する要望を行うこととする。

1. 「クレジットカード現金化」の仕組み

クレジットカードのショッピング枠を現金化する方法は以下のように大きく分けて 2 種類ある。従来からある買取屋による方式と、キャッシュバック付商品の販売による方式である。

(1) 買取屋による方式

- A. 方法を示唆し、商品等を買い取る
- B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う
- C. 業者が方法のみを示唆する

(2) キャッシュバック方式

*各方式の詳細は参考資料参照。

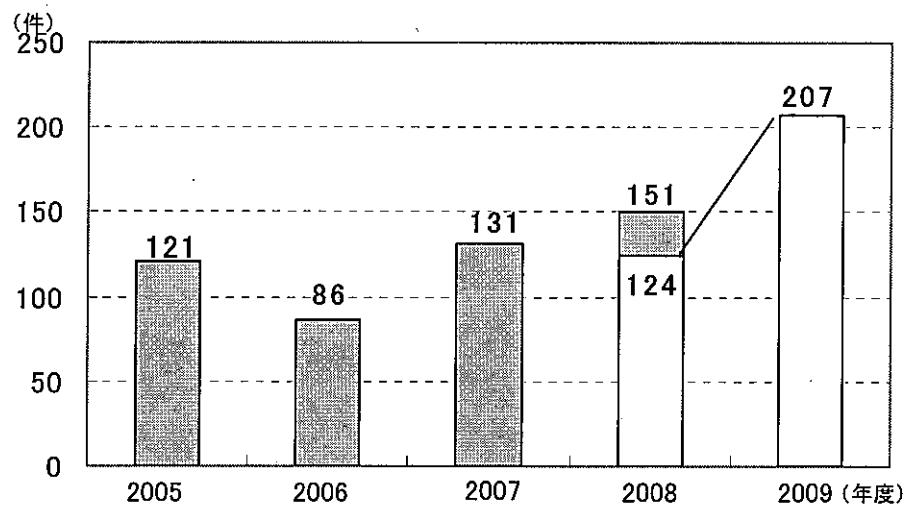
2. P I O-N E T¹にみる消費生活相談の概要

(1) 相談件数

「クレジットカード現金化」に関する相談件数は 2005 年度から 2009 年度の約 5 年間で 696 件である。2009 年度に受け付けた相談件数は 2010 年 3 月 26 日現在で 207 件の相談が寄せられており、前年度の同時期と比較して約 1.7 倍増加している（図 1. 参照）。

¹ P I O-N E T（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

図1. 「クレジットカード現金化」に関する相談件数



*2008年度の124件は2009年3月26日までに登録された件数

(2) 相談の傾向 (2009年度の相談：207件について)

①性別 - 男性が多い -

男性が114件(55.1%)、女性が83件(40.1%)²で、男性が多い。

②年代別 - 30歳代～50歳代が多い -

30歳代が55件(26.6%)と最も多く、次に50歳代が42件(20.3%)、40歳代が37件(17.9%)と続く³。平均年齢は42.5歳である。

③地域別 - 南関東、九州に多い -

全国的に相談は寄せられているものの南関東が最も多く70件(33.8%)、次に九州北部が40件(19.3%)、北海道・東北北部が17件(8.2%)、近畿が17件(8.2%)の順である。

(3) 利用のきっかけ

消費者が「クレジットカード現金化」を利用するきっかけは、インターネットのホームページ、街中の看板、メールマガジン等での勧誘、新聞や雑誌広告、投げ込み広告、DM広告など様々である。また、別の契約の最中(履行中)に代金の支払いが出来ないことを業者に伝えたところ、業者から現金化業者を紹介されたというタイプもある。

3. 相談事例

(1) 買取屋による方式

A. 方法を示唆し、商品等を買い取る

【事例1】膨大な手数料をとられたケース

現金が必要になり、「即日融資、担保・保証人不要、低収入でも融資する」との広告を見て店へ行った。業者に「クレジットカードで買い物をすれば買い取る」と言われ、業者と一緒に

² 団体が5件、不明・無回答が5件である。

³ 20歳代以下が36件、60歳代が16件、70歳代以上が7件、不明・無回答が14件。

カー用品店へ行き、クレジットカードのショッピング枠の限度額70万円分でカーナビゲーションを6台購入した。しかし、それらを業者には40万円でしか買い取ってもらはず、さらに限度額分の買い物をしたのでカードが使えなくなり困っている。買い取りに関する書面はもらっていない。

(相談受付年月：2009年5月、契約者：千葉県40歳代男性)

B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う

【事例2】宝石店と称し現金化を行っているケース

「ショッピング枠で現金化」と看板のある宝石店に行った。店頭には宝石の陳列はなく、現金化の話をすると、クレジットカードを出すよう求められ、クレジットカードで10万円分の決済をしたようだ。控えと7万5000円を渡され、カウンターの下から腕輪を出された。「これを7万5000円で買い取った」と言われた。不審に思うので解約したい。

(相談受付年月：2009年4月、契約者：福岡県60歳代女性)

C. 業者が方法のみを示唆する

【事例3】仕事登録料の支払いの際に利用をしてしまうケース

携帯電話のサイトでパチンコ関連内職募集を見て応募した。「仕事の登録料40万円を支払えば仕事がある」と言われ、契約をした。その支払いにお金がないことを伝えると、業者に買取屋を紹介されクレジットカード番号とカードの有効期限を教えた。買取屋が自分の名義を使って、インターネットでアクセサリー6個とOA機器を合わせて47万円で購入しクレジット決済をしたようだ。商品は渡されず、34万円が振り込まれた。仕事の契約をしていたが、仕事がなく、業者に返金して欲しい。(相談受付年月：2009年7月、契約者：千葉県20歳代男性)

(2) キャッシュバック方式

【事例4】「キャッシュバックする」と、お得感ばかりをうたわれ利用したケース

クレジットカードを使い、「インターネットのショッピングモールで10万円のパワーストーンブレスレットを購入すれば、7万5000円のキャッシュバックをする」という説明を受け、ブレスレットも手に入り、さらにキャッシュバックも受けられるのでお得だと思い契約をした。商品と7万5000円を受領したが、この商品に値打ちがないと思われるため、商品を返品したい。現在任意整理中であり、クレジットカードの支払いをしなければならないが、現金は残り2万円しかなく返済出来ない。(相談受付年月：2009年8月、契約者：福岡県30歳代男性)

(3) その他

【事例5】キャンセルを申し出てトラブルになるケース

携帯電話のサイトで「クレジットカード現金化」という画面を見て申し込んだ。業者に4万円欲しいと伝えると、5万4000円のカード決済が必要だといわれ、カード番号やカードの有効期限等を教えた。その後、カードと身分証明書を写真メールで送れといわれ、怪しいと思った。条件が違うのでキャンセルをしたいと伝えたら、罵倒されたので、こちらから電話を切った。翌日カード会社に確認をしたら、カード決済された形跡がある。

(相談受付年月：2009年5月、契約者：高知県20歳代男性)

4. 消費生活相談からみた現金化の危険性と問題点

(1) クレジットカード契約違反行為である

「クレジットカードの現金化」はクレジットカード契約に違反する行為であり、クレジット業界で禁止している行為である。「クレジットカード現金化」を利用すると、消費者は退会処分等になることもあり、退会処分になった場合には一度に利用金額を支払わねばならない等のおそれがある。

また、「クレジットカード現金化」が不正な利用方法であることを知りながら利用した場合、消費者自身も詐欺罪（刑法第246条）等に抵触する可能性がある。

(2) 利用をした多くの消費者が支払い困難に陥る

「クレジットカード現金化」を利用した消費者の多くが支払い困難な状況に陥っている。そもそも消費者金融等から融資を受けられない消費者が「クレジットカード現金化」を利用するケースが多いが、「クレジットカード現金化」の利用が当該消費者の状況をさらに深刻にしたり、新たな多重債務者を生むきっかけともなる。

例えば、100万円のショッピング枠を利用して70万円の現金を手にした場合、消費者は利用した直後には70万円を手に出来るが、クレジットカード会社には利用分として100万円を支払いわなければならない。実質的には70万円を借りるのに100万円の債務を負っていることと同様である。

(3) 業者はリスク等を一切説明していない

ほとんどの業者はホームページ等で「合法」「安心・安全」などを強調する表示をしており、上記のような危険性を消費者に説明をしていないケースが多い。

また、中には「キャッシュバック方式は景品表示法に違反しない合法なもの」と広告する業者もあるが、景品表示法に該当するかどうかの問題以前に、「クレジットカード現金化」はクレジットカード契約に違反する取引である。

さらに、「公安委員会許可〇〇〇号」と表示している業者もいるが、この表示は都道府県公安委員会が古物商としての「古物商許可」を与えていたものに過ぎない。中には許可番号そのものを偽っている業者もいる。

(4) 「クレジットカード現金化」という目的を隠されて勧誘される場合がある

相談の中には、高額アルバイトを紹介する、借金を一本化する、融資をすると言われて申し込んだところ、実際にはクレジットカードの現金化の利用だったという事例もある。

また、ある契約を結んでいて支払いが出来ないというときに、現金化業者を紹介されたり、実際にその業者が現金化することを示唆している例もある。

(5) 入金されなかったり連絡がとれなくなったりするケースもある

「送金後連絡をするとと言われたが、融資はなく、電話にも出ない」など、詐欺的なケースもある。また、解約をしようとしたら、キャンセル料を上乗せされて請求をされたという事例やキャンセルをしたのに口座引き落としがされていたという事例もある。

(6) トラブルが潜在化しやすい

「クレジットカード現金化」は前述したとおり、クレジットカード契約違反行為であり、消費者が法的責任を問われる可能性もある。業者の中には消費者が利用をした後に「(あなたは)違反行為をしているので、警察やクレジットカード会社に言わないように」と口止めしているケースもある。このように消費者は「クレジットカード現金化」を利用したもの、消費者自身も罪に問われる可能性があるため被害にあっても申し出にくく、トラブルが潜在化していると言える。

5. 消費者へのアドバイス

(1) クレジットカードの現金化は絶対に利用しないこと

「クレジットカード現金化」を利用すると、一時的に現金を手に入れることができても、その金額よりも高額なクレジットカードの支払いに追われるため、大変大きなリスクの伴う行為である。現在債務を抱えている人のみならず、債務を抱えていない人も「クレジットカード現金化」を利用することで債務が膨らんでしまう可能性が大きいにある。

しかも、買取屋方式であれキャッシュバック方式であれ、クレジットカードを現金化する取引はクレジットカード契約違反になるため、クレジットカード会社から退会手続きをとらされる可能性もある。

さらに不正な利用方法であることを知りながら「クレジットカード現金化」を利用するこことは消費者も詐欺罪（刑法第246条）等が適用される可能性がある。そのため、クレジットカードの現金化は絶対に行わないこと。

(2) 「安心」「安全」という文言を信用しないこと

クレジットカード現金化業者は「安心」「安全」「合法」と広告等でうたっているが、実際の現金化の取引はクレジットカード契約違反の大変危険な取引である。決して信用しないこと。

(3) 契約内容を不審に感じたら契約はしないこと

相談事例を見ると、仕事を探しているときや融資を受けようとしているとき等、自分がクレジットカードのショッピング枠を現金化する意思を持っていなくとも、巻き込まれるケースも多い。内容を不審に感じたり、断りきれず利用をしてしまったら、すぐに家族や最寄りの消費生活センターに相談すること。

(4) 消費生活センターや弁護士会等に相談すること

借金の整理をしようとしてクレジットカードのショッピング枠を現金化する方法を選択する消費者も多い。多重債務問題を解決するには信用できる機関に相談することが非常に大切である。

消費生活センターでは多重債務相談窓口を開設している。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもある。まずはそれらの窓口に相談すること。

6. 業界団体（日本クレジット協会）への要望

国民生活センターや消費生活センターで受け付けた相談件数は年々増加傾向にある。また、受け付けた相談内容を見ると、消費者は「クレジットカード現金化」の危険性や違法性等について一切知らずに利用をしているケースが多いのではないかと思われる。そこで、消費者に注意喚起を行い、関係省庁に情報提供をするとともに、日本クレジット協会に対し、次のとおり要望する。

(1) 現金化問題に関する分かりやすい注意喚起文の掲載をすること

現在、日本クレジット協会では、「クレジットカード現金化」について消費者に向けてホームページで注意喚起文の掲載を行っている⁴ところであるが、その文面からでは現金化の取引の危険性等が消費者には伝わりにくい。換金目的の利用がクレジットカード利用規約等で何故禁止されているのか等を含めて、注意喚起を行うこと。

また、キャッシュバック方式については、現在の注意喚起の内容からは読み取れない。キャッシュバック付商品を購入することも、買取屋による「クレジットカード現金化」と同様に大変危険な行為なので、それらの点も含めて分かりやすい表現で注意喚起を行うこと。

協会が注意喚起文を掲載するようになってからも、P I O - N E Tには相談事例が多数寄せられている。そのため、より効果的な対策等を講ずること。

(2) 会員カード規約の記載の徹底

クレジット業界では換金目的の使用は禁止していることであるが、その点について各カード会社のカード規約をみると、記載内容は非常に曖昧である。表記の仕方も様々であることに加え、必ず記載しなければならないということでもないため、消費者が読んだときに大変分かりづらい。中には会員カード規約内に全く記載をしていないカード会社もある。「換金目的の利用は禁止」である旨を明記し、消費者に分かりやすい表現で必ず記載をするよう業界内で徹底すること。

(3) 加盟店管理をしっかりと行うこと

クレジットカード会社が現金化業者と加盟店契約を締結しないことや、現金化の情報が寄せられたときは関係する加盟店を調査し違法業者を排除することなど、カード会社各社に対して加盟店管理の徹底を促すこと。

【要 望 先】 社団法人 日本クレジット協会

【情報提供先】 経済産業省 取引信用課

警察庁 生活安全局生活経済対策管理官

消費者庁 消費者情報課地方協力室

⁴ 日本クレジット協会の「クレジットカード現金化」に関するホームページ上の注意喚起
http://www.j-credit.or.jp/customer/attention/attention_05.html

<参考資料>

- ・「クレジットカード現金化」の仕組み

(1) 買取屋による方式

A. 方法を示唆し、商品等を買い取る

- ①消費者が現金化業者に申し込む
- ②業者から換金性の高い商品をクレジットカードで購入するよう指示される
- ③現金化業者に買った商品を渡し、業者から購入金額よりも少ない現金を渡される
- ④消費者にはクレジットカード会社から商品代金の請求がくる

図2. の場合、消費者は35万円手にすると同時に50万円の支払いが残る。一方、業者は35万円の出費があるものの50万円相当のパソコンを手にすることになる。消費者と業者の債務関係は表1. のようになる。

図2. 電気店でパソコンを50万円分購入し、35万円を手にする例

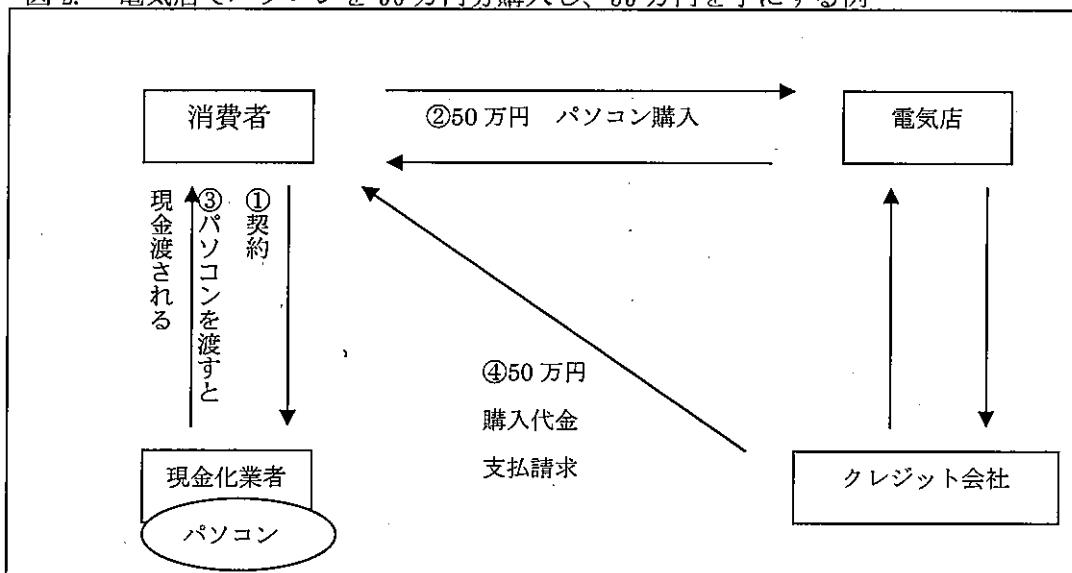


表1.

消費者	手にする現金 : 35万円 負担する債務 : 50万円
業者	手にするもの : 50万円相当のパソコン 消費者へ渡すもの : 35万円

B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う

- ① 消費者が業者の店頭に置いてある商品をクレジットカードで購入する
- ② 消費者はその商品を業者に買い取られ、現金を渡される
- ③ 消費者はクレジット会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図3. の場合、業者が指輪を50万円で販売したことにして、その場において35万円でその指輪を買い取る。消費者は35万円を手に入れると同時に、50万円の債務を負うことになる。消費者と業者の債務関係は表2. のようになる。

図3. 業者から指輪を50万円分購入し、35万円を手に入れる例

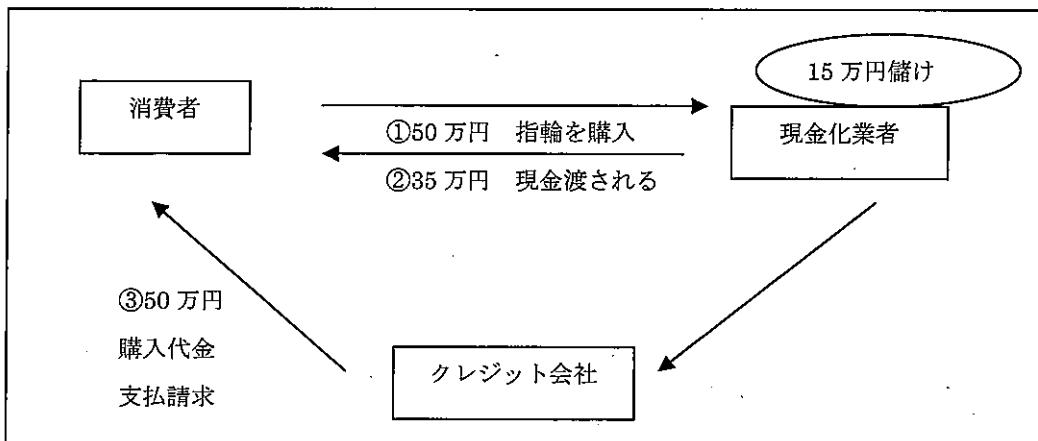


表2.

消費者	手にする現金	: 35万円
	負担する債務	: 50万円
業者	儲け	: 15万円

C. 業者が方法のみを示唆する

消費者が別の契約を結んでおり、その代金の支払いができないと業者に伝えると現金化の方法を示唆される例が多い。

- ① 消費者は業者にクレジットカードで金券等の購入するよう言われる（購入する）
- ② 消費者は業者に金券ショップ等で換金するよう言われ、消費者は購入金額より少ない現金を手にする。多くの場合、その手にした現金をそのまま業者に支払う
- ③ 消費者にはクレジット会社からクレジットカードの利用代金が請求される

図4. の場合、業者が消費者に、「クレジットカードで鉄道乗車券を購入しそれを金券ショップ等で売却する」という方法を教える。消費者がこれを実行し、現金を得る。しかし、消費者は業者と別の取引を行っていて、その支払いに困窮している場合が多いので、そのような場合には、消費者は手にした現金をそのまま業者に支払うことになる。消費者と業者の債務関係は表3. のようになる。

図. 4 鉄道乗車券を 50 万円分購入し、換金した代金 35 万円を手に入れる例

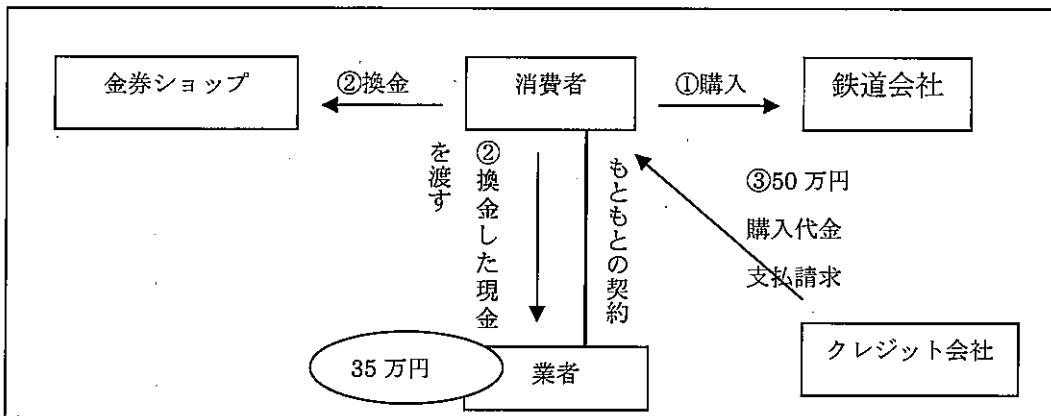


表 3.

消費者	手にする現金 : 35 万円 (多くの場合、そのまま業者に支払いとして渡す)
	: 負担する債務 : 50 万円
業者	: 儲け : 消費者から渡される 35 万円

(2) キャッシュバック方式

- ①消費者が業者のホームページ等を通じてクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入する
- ②業者がクレジットカード決済されたことを確認すると、消費者には業者から商品代金より少ない現金が渡される
- ③消費者にはクレジット会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図 5 の場合、消費者は現金を得ることを目的として業者からキャッシュバック付オリジナル商品（自社製 CD-ROM）を 50 万円で購入する。消費者にはキャッシュバックとして 35 万円が消費者の手に入る。これと同時に 50 万円のカードの支払いが残る。消費者と業者の債務関係は表 4 のようになる。

図. 5 自社製 CD-ROM を 50 万円で購入し、35 万円を手に入れる例

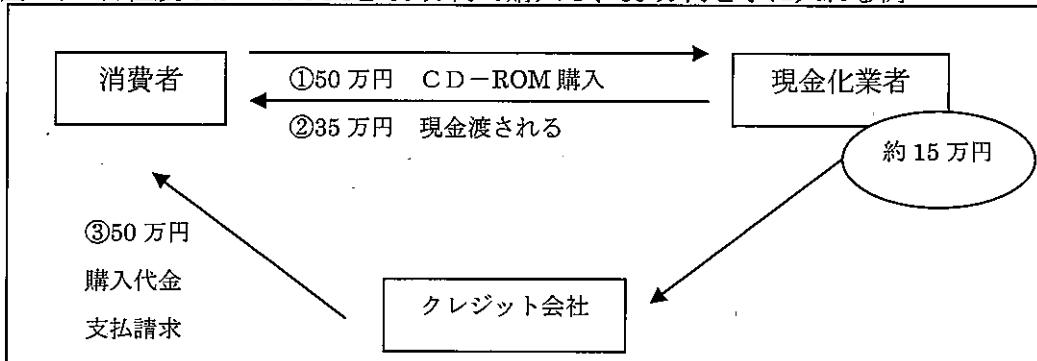


表 4.

消費者	手にする現金等 : 35 万円 + キャッシュバック付商品
	: 負担する債務 : 50 万円
業者	: 儲け : 約 15 万円



報道発表資料

平成 22 年 12 月 1 日
独立行政法人国民生活センター

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第二弾（案）
- 融資を得たいという目的での利用のほかに、紹介されて利用してしまうケースも -

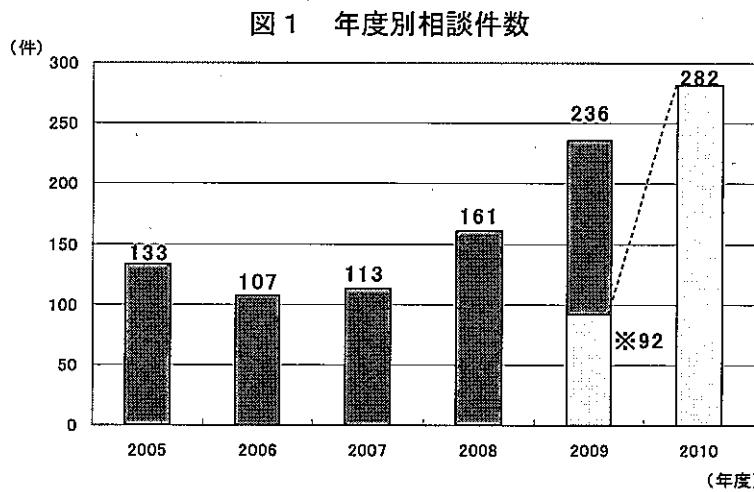
「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルについて、国民生活センターでは 2010 年 4 月 7 日に報道発表を行っているところだが、公表後、改正貸金業法の完全施行を経て、相談件数が増加している。最近では、融資を得たいという目的での利用の他に、別の取引の支払いができないときに業者から「クレジットカード現金化」での支払いを紹介されるケースも目立ってきた。

最近の相談の状況は、以下のとおりである。

1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）^{注1}にみる相談の概要

(1) 相談件数の推移

「クレジットカード現金化」に関する相談は 2005 年度以降 1,032 件寄せられており、2010 年度は 2010 年 10 月末日までに 282 件寄せられている（図 1、図 2）。

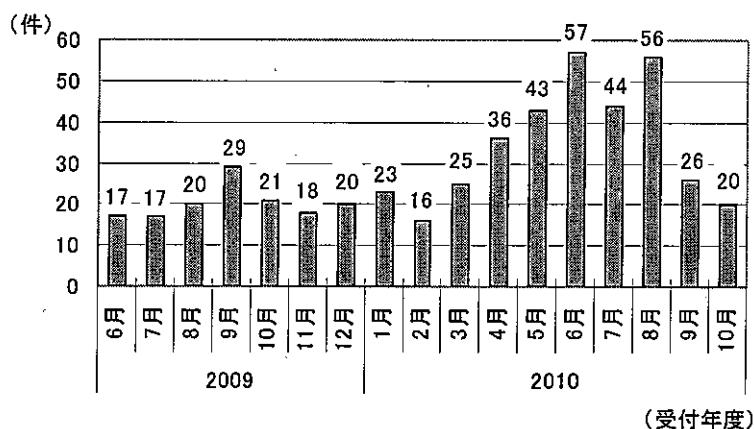


※前年同期比（2009 年 10 月 31 日までの登録分）

（注）今回の公表にあたり、PIO-NET に登録されたデータの精査をあらためて行ったため、従来、情報提供してきた件数とは異なっている。

^{注1} PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

図2 受付年月別相談件数



以下、2010年度に受け付けた282事例の内訳である。(不明・無回答等は除く)

(2) 契約当事者の属性

①年代別

年代別では40歳代(73件、29.1%)が最も多く、次いで30歳代(63件、25.1%)、20歳代(54件、21.5%)である。

②男女別

男女別にみると、男性が153件(55.6%)、女性が117件(42.5%)、団体が5件(1.8%)で男性が多い。年度別にみると、女性の割合が微増している(図3)。

③職業等別

給与生活者が最も多い(151件、59.4%)。次いで、無職(45件、17.7%)、家事従事者(35件、13.8%)、自営・自由業(17件、6.7%)の順である。年度別にみると、無職の割合が増加している(図4)。

④地域ブロック別件数

地域ブロック別にみると、南関東が88件(31.8%)、次いで九州北部が31件(11.2%)、近畿が30件(10.8%)、東海が27件(9.7%)である(図5)。

図3 男女別年度別推移

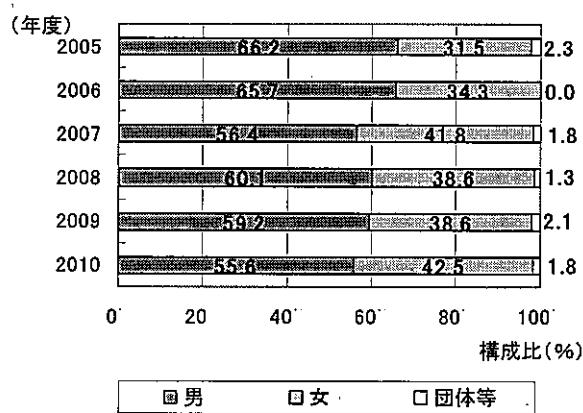


図4 職業等別年度別推移

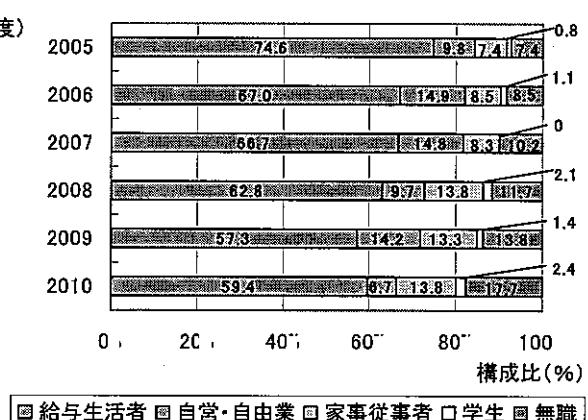
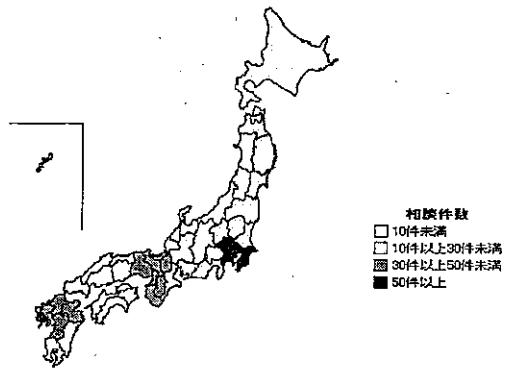


図5 地域ブロック別件数



2. 主な相談事例

相談事例をみると、生活資金や借金の返済のため等の融資を得たいという目的で「クレジットカード現金化」を利用してしまったという相談が多い。一方で、他の取引をしていて支払いの際に業者から「クレジットカード現金化」を紹介されるケースも目立ってきている。他の取引の例としては、アルバイトや内職の登録料等の支払いや、ギャンブルの情報料の支払いがある。

【事例1】広告を信じ融資を依頼したが、業者から連絡がない

生活費に困り、お金がほしかった。クレジットカードのキャッシング枠は限度まで借りている状況である。携帯サイトで「クレジットカードを現金化」という言葉が目にとまり、業者の広告の「安心」等の文字を信じ悪いこととは思わず、申し込んだ。業者からは、「アクセサリーをショッピング枠（70万円）で購入することにして、アクセサリーのおまけとして現金50万円をキャッシュバックする」との説明を受けた^{注2}。購入したこととする商品は不要ならば捨ててよいと言われた。契約をするために、クレジットカード情報や免許証等の個人情報を送った。現金の振込後連絡をするといわれたが、連絡はない。他にも借り入れがあるので、不安である。

(相談受付：2010年7月 契約当事者：30歳代 女性 給与生活者 千葉県)

【事例2】支払いができないと「クレジットカード現金化」を紹介された

仕事がなく、お金に困っているときにSNSで「パチンコ店での仕事、未経験者歓迎、高収入」というアルバイトを見つけ、登録した。業者からパチンコ情報をもらい打ち子となって仕事をすることになったが、そのアルバイトをするには預託金や情報料が必要で、40万円を請求された。「そんなお金はない」と伝えると「クレジットカードを持っているか」と聞かれ、「このクレジットカード現金化業者で融資してもらえる」といわれた。電話し、必要な金額を伝えると、クレジットカード番号を聞かれ、CDを購入したことにして現金を渡す（その商品にキャッシュバックをつける形になる）との説明を受けた。即日、30万円が振り込まれ、それをパチンコ情報会社に振り込んだ。その後、仕事をするためのパチンコ情報をもらったものの、理解できなかった。しかし、パチンコ情報会社からは次々に代金を請求され、「年金を前借りしろ」「消費者金融へ行け」といわれ、「やめたい」といったら「600万円払え」と脅された。怖くて眠れない。

(相談受付：2010年9月 契約当事者：40歳代 女性 無職 埼玉県)

注2 クレジットカードのショッピング枠で商品を購入させ、購入した商品とともにキャッシュバックとして現金を渡すという「クレジットカード現金化」の方法（キャッシュバック方式）。キャッシュバック方式の仕組みについては参考資料参照。

<参考資料>

クレジットカードのショッピング枠を現金化する方法は以下のように大きく分けて2種類ある。従来からある買取屋による方式と、キャッシュバック付商品の販売による方式（キャッシュバック方式）である。

・キャッシュバック方式

- ①消費者が業者のホームページ等を通じてクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入する
- ②業者がクレジットカード決済されたことを確認すると、消費者には業者から商品代金より少ない現金が渡される
- ③消費者にはクレジット会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図6の場合、消費者は現金を得ることを目的として業者からキャッシュバック付オリジナル商品（自社製CD-ROM）を50万円で購入する。消費者にはキャッシュバックとして35万円が消費者の手に入る。これと同時に50万円のカードの支払いが残る。消費者と業者の債務関係は表1のようになる。

図6 自社製CD-ROMを50万円で購入し、35万円を手に入れる例

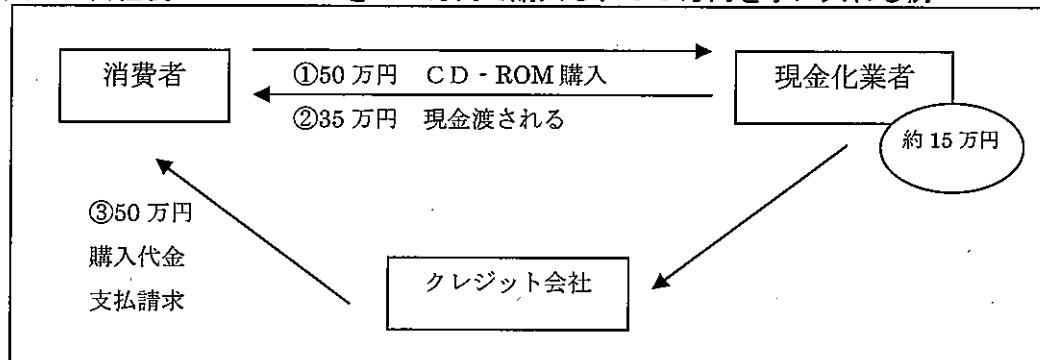


表1

消費者	：手にする現金等	35万円+キャッシュバック付商品
	：負担する債務	50万円
業者	：儲け	：約15万円



平成 23 年 6 月 17 日

独立行政法人国民生活センター

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！第三弾 - ギャンブル情報料、内職、未公開株…様々な支払いに広がっている -

「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルについて、国民生活センターでは 2010 年 4 月 7 日^{注1}、2010 年 12 月 1 日^{注2}に報道発表を行っているところだが、その後も相談が後を絶たない。最近では、金融商品等の取引の際に、支払い方法の手段のひとつとして利用されてしまっているケースも寄せられている。

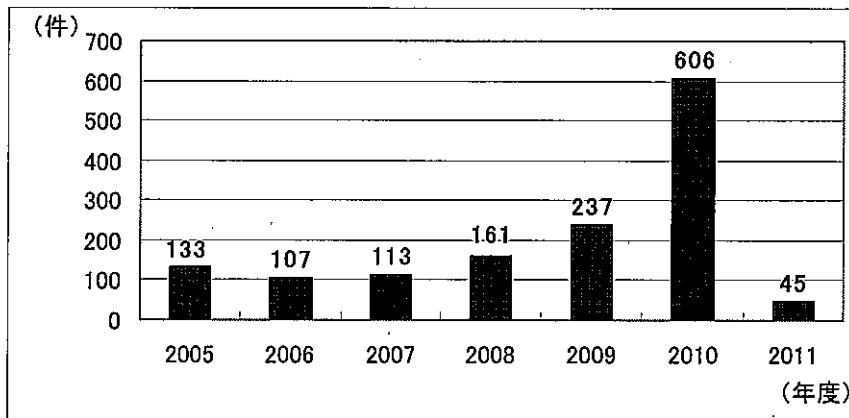
最近の相談の状況は、以下のとおりである。

1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）^{注3}にみる相談の概要

(1) 相談件数の推移

「クレジットカード現金化」に関する相談は 2005 年度以降 1,402 件寄せられており、2010 年度は 606 件、2011 年度は 5 月までの 2 ヶ月間で 45 件寄せられている（図 1）。

図 1 年度別相談件数



（2011 年 5 月 31 日までの登録分）

以下、2010 年度以降に受け付けた 651 事例の内訳である。（不明・無回答等は除く）

(2) 契約当事者の属性

①年代別

年代別では 30 歳代（150 件、26.0%）と 40 歳代（147 件、25.6%）が多く、次いで、20

注1 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100407_2.html

注2 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101201_1.html

注3 PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

歳以下（121件、20.7%）である。

②男女別

男女別にみると、男性が355件（57.2%）、女性が266件（42.8%）と、男性が多い。

③職業等別

給与生活者が最も多い（330件、57.2%）。次いで、無職（117件、20.3%）、家事従事者（69件、12.0%）、自営・自由業（50件、8.7%）の順である。

④地域ブロック別^{注4}

地域ブロック別にみると、南関東が176件（27.6%）、次いで九州北部が82件（12.9%）、近畿が77件（12.1%）、東海が66件（10.4%）である。

2. 主な相談事例

主な相談事例では、生活資金や借金の返済のため等の融資を得たいという目的で「クレジットカード現金化」を利用してしまったというものが多い。2010年12月の報道発表時には、ギャンブルの情報料の支払いの際に利用されるという相談が目立っていた。その後、モバイルサイト内職のサイト作成料金が支払えない時に、「クレジットカード現金化」業者を紹介され、支払いにあてたという相談も寄せられている^{注5}。

最近では、未公開株や外国通貨等の金融商品の支払い等でも「クレジットカード現金化」が利用されるという相談が寄せられている。

なお、「クレジットカード現金化」の仕組みについては、＜参考資料＞参照。

【事例1】

今までに未公開株を数百万円で購入したことがあった。先日、「保有している未公開株を買取るので、代わりにレアースの新しい株を買わないか」という勧誘があった。この株は2カ月後には上場するので、高値で買い取って転売してくれるという。お金がないと断ると、クレジットカードで60万円分の買い物をするよう指示され、それを換金して40万円手渡された。そのお金を銀行口座に振り込んだが、現在保有をしている株を買い取ってくれるはずの代金が振り込まれなかった。だまされたと気づいた。どうしたらよいか。

（相談受付：2011年4月 契約当事者：70歳代 女性 無職 茨城県）

【事例2】

「未上場・無配当になっている株などの買い取りをする」というハガキが送られてきた。以前に未公開株や外国通貨を購入して損をしていたので連絡した。「買い取りのためには別の投資信託を購入する必要がある」と言わされたが、「お金がない」と伝えると、クレジットカードで現金を作ってくれる会社を紹介すると言われた。伝えられた連絡先に電話しクレジットカードを提示したところ、手数料の40万円を差し引いた、約80万円を渡された。それを投資信託の会社の指示する口座に振り込んだ。だまされたのではないかと思う。解約したい。

^{注4} 南関東は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県が該当。九州北部は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県が該当。近畿は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県が該当。東海は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県が該当。

^{注5} 「モバイルサイト内職にご注意！ - サイト作成料等の支払いに、無理に現金を作らせることも - 」
(2010年12月9日国民生活センター公表)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101209_1.html

(相談受付：2011年1月 契約当事者：60歳代 女性 無職 東京都)

【事例3】

電話で「温泉付き有料老人ホームの利用権を、震災の被害者の救済も兼ねて買ってくれないか。必ず高額で買い取る」と勧誘された。少しなら協力できると回答。勧誘会社Aに教えられた販売会社Bに電話し、60万円分を購入した。その旨をAに伝えると、「すぐに買い取るので、借金してでももっと追加して購入するように」と勧められ、クレジットカード現金化などでお金を準備するよう助言された。言われるままに工面し、次々と利用権を購入した。「買い取ってほしい」とAに言うと様々な理由を付けて、一度も買い取りに応じてくれない。

(相談受付：2011年5月 契約当事者：70歳代 女性 給与生活者 兵庫県)

3. 消費者へのアドバイス

(1) クレジットカードの現金化は絶対に利用しないこと

「クレジットカード現金化」を利用すると、一時的に現金を手に入れることができても、その金額よりも高額なクレジットカードの支払いに追われるため、大変大きなリスクの伴う行為である。現在債務を抱えている人のみならず、債務を抱えていない人も「クレジットカード現金化」を利用して債務が膨らんでしまう可能性が大きいにある。

また、「クレジットカード現金化」はクレジットカード契約違反になるため、クレジットカード会社から退会手続きをとることを求められる可能性もある。

さらに不正な利用方法であることを知りながら「クレジットカード現金化」を利用することは消費者も詐欺罪（刑法第246条）等に抵触する可能性がある。そのため、クレジットカードの現金化は絶対に行わないこと。

(2) 「安心」「安全」という文言を信用しないこと

クレジットカード現金化業者は「安心」「安全」「合法」と広告等でうたっているが、実際の現金化の取引はクレジットカード契約違反の大変危険な取引である。決して信用しないこと。

(3) 契約内容を不審に感じたら契約はしないこと

融資を受けようとしている時以外でも、様々な取引において支払いに困ると「クレジットカード現金化」を紹介されるケースもある。内容を不審に感じたり、断りきれず利用をしてしまったら、すぐに家族や最寄りの消費生活センターに相談すること。

また、未公開株等の勧誘を受けている時に、「必ず買い取るので、クレジットカード現金化等をしてでも追加して購入するように」と言われるケースもある。安い儲け話はきっぱりと断ること。

(4) 消費生活センターや弁護士会等に相談すること

借金の整理をしようとしてクレジットカードのショッピング枠を現金化する方法を選択する消費者も多い。多重債務問題を解決するには信用できる機関に相談することが非常に大切である。

消費生活センター等の自治体では多重債務相談窓口を開設している。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもある。まずはそれらの窓口に相談すること。

<参考資料>

クレジットカードのショッピング枠を現金化する方法は以下のように大きく分けて2種類ある。従来からある買取屋による方式と、キャッシュバック付商品の販売による方式（キャッシュバック方式）である。

(1) 買取屋による方式

A. 方法を示唆し、商品等を買い取る

- ① 消費者が現金化業者（以下、業者）に申し込む
- ② 業者から換金性の高い商品をクレジットカードで購入するよう指示される
- ③ 買った商品を業者に渡し、業者から購入金額よりも少ない現金が渡される
- ④ 消費者にはクレジットカード会社から商品代金の請求がくる

図2の場合、消費者は35万円手にすると同時に50万円の支払いが残る。一方、業者は35万円の出費があるものの50万円相当のパソコンを手にすることになる。消費者と業者の債務関係は表1のようになる。

図2 電気店でパソコンを50万円で購入し、35万円を手にする例

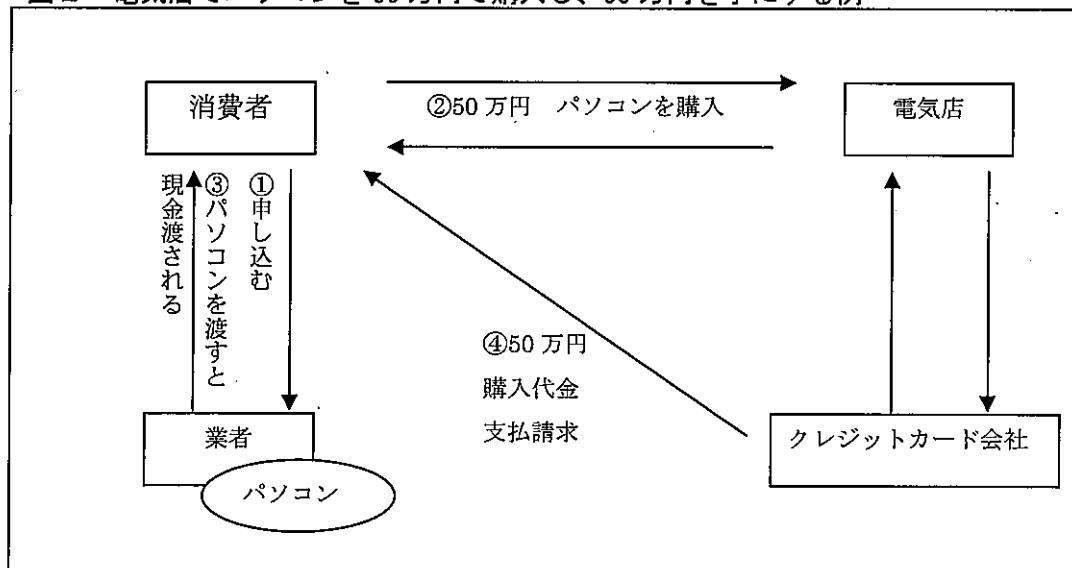


表1

消費者	手にする現金 : 35万円 負担する債務 : 50万円
業者	手にするもの : 50万円相当のパソコン 消費者へ渡すもの : 35万円

B. 業者が商品等の販売と買い取りの両方を行う

- ① 消費者が業者の店頭に置いてある商品をクレジットカードで購入する
- ② 消費者はその商品を業者に買い取られ、現金を渡される
- ③ 消費者はクレジットカード会社からクレジットカードでの利用代金を請求される

図3の場合、業者が指輪を50万円で販売したことにして、その場において35万円でその指輪を買い取る。消費者は35万円を手に入れると同時に、50万円の債務を負うことになる。消費者と業者の債務関係は表2のようになる。

図3 業者から指輪を50万円で購入し、35万円を手に入れる例

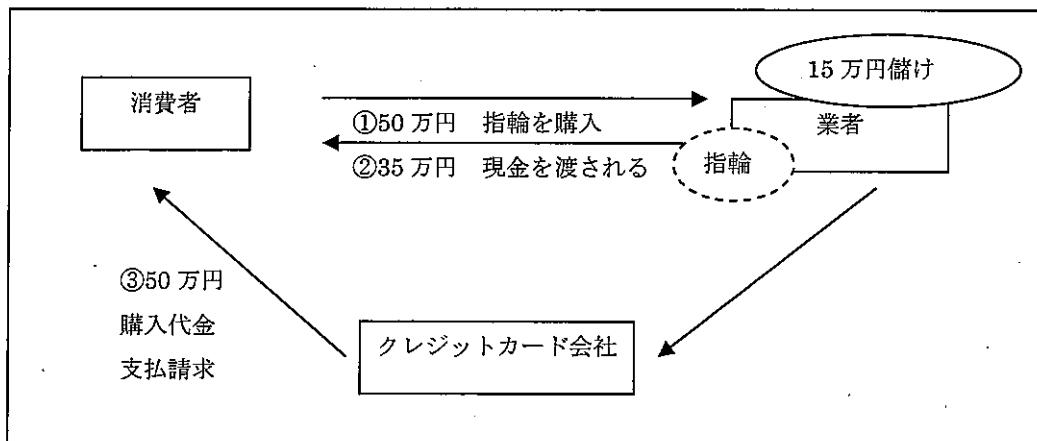


表2

消費者	手にする現金：35万円 ：負担する債務：50万円
業者	：儲け：15万円

C. 業者が方法のみを示唆する

消費者が別の契約（もともとの契約）を結んでおり、その代金の支払いができないと業者に伝えると現金化の方法を示唆される例が多い。

- ① 消費者は業者にクレジットカードで金券等を購入するよう言われる（購入する）
- ② 消費者は業者に金券ショップ等で換金するよう言われ、消費者は購入金額より少ない現金を手にする。多くの場合、その手にした現金をそのまま業者に支払う
- ③ 消費者にはクレジットカード会社からクレジットカードの利用代金が請求される

図4の場合、業者が消費者に、「クレジットカードで鉄道乗車券を購入し、それを金券ショップ等で売却する」という方法を教える。消費者がこれを実行し、現金を得る。しかし、消費者は業者と別の取引を行っていて、その支払いに困窮している場合が多いので、そのような場合には、消費者は手にした現金をそのまま業者に支払うことになる。消費者と業者の債務関係は表3のようになる。

図4 鉄道乗車券を50万円分購入し、換金した代金35万円を手に入れる例

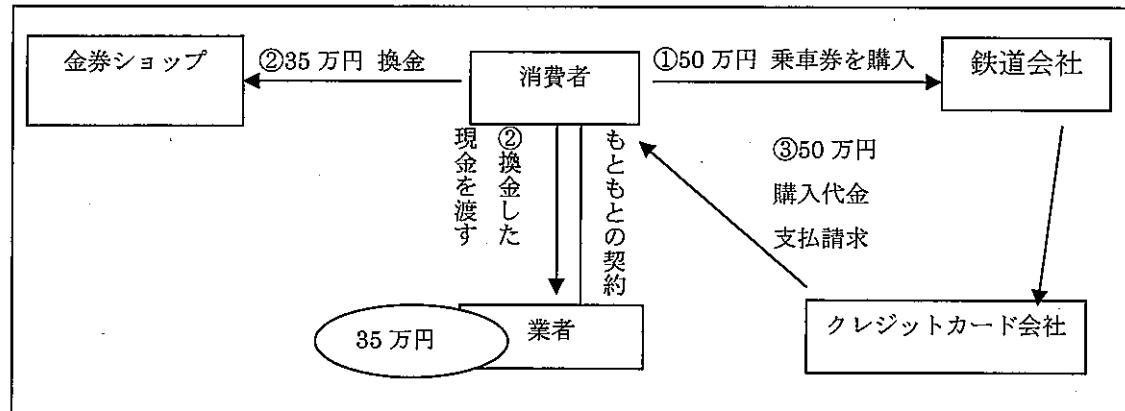


表3

消費者	手にする現金：35万円（多くの場合、そのまま業者に支払いとして渡す）
	：負担する債務：50万円
業者	儲け ：消費者から渡される 35万円

(2) キャッシュバック方式

- ① 消費者が業者のホームページ等を通じてクレジットカードでキャッシュバック付商品を購入する
- ② 業者がクレジットカード決済されたことを確認すると、消費者には業者から商品代金より少ない現金が渡される
- ③ 消費者にはクレジットカード会社からクレジットカードでの利用代金が請求される

図5の場合、消費者は現金を得ることを目的として業者からキャッシュバック付オーリジナル商品（自社製CD-ROM）を50万円で購入する。キャッシュバックとして35万円が消費者の手に入る。これと同時に50万円のカードの支払いが残る。消費者と業者の債務関係は表4のようになる。

図5 自社製CD-ROMを50万円で購入し、35万円を手に入れる例

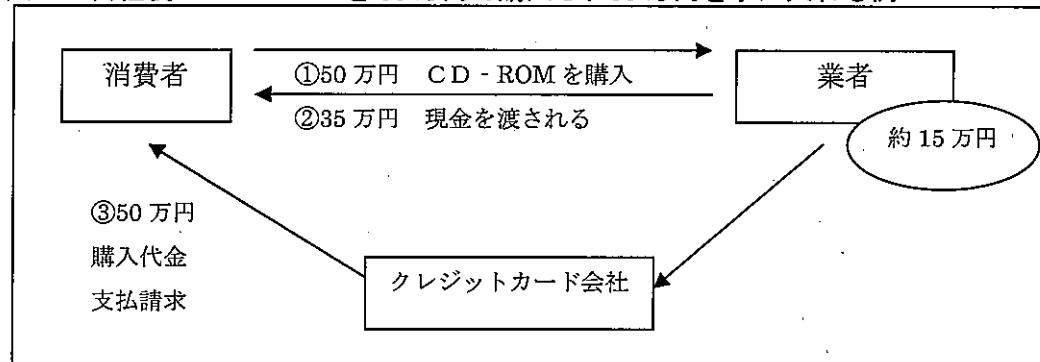


表4

消費者	手にする現金等：35万円+キャッシュバック付商品
	：負担する債務：50万円
業者	儲け ：約15万円



報道発表資料

平成 22 年 9 月 1 日

独立行政法人国民生活センター

「金貨の“即”現金化」に注意！ - 後払い、転売で負債が膨らむトラブルが増加 -

消費者金融などから借金ができる消費者をターゲットとした、新たな手口である「金貨の即現金化」に関する相談が、最近、全国の消費生活センターに寄せられている。

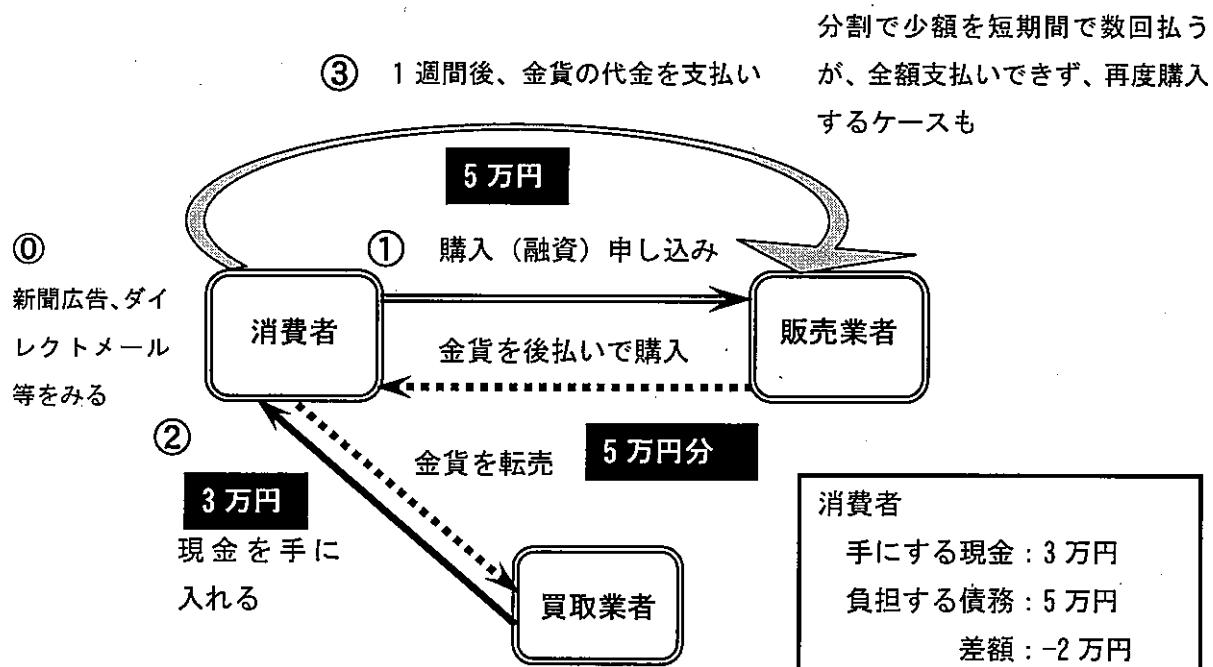
現金を必要としている消費者が「即現金化」といった広告をきっかけに、代金後払いでの欲しい金額分の金貨や地金を購入する。その金貨や地金を、別の買取業者にすぐに転売し、現金化するという仕組みである。しかし、消費者が手にする受け取り額は購入代金より必ず低く、損をして、最終的には債務が膨らんでしまう危険性がある。

このようなトラブルは2009年度から目立つようになり、2010年度に入っても増加傾向にある。そこで、現金化目的での金貨や地金の購入、転売に関するトラブルについて、被害の未然防止、拡大防止を図るため、注意を呼びかける。

1. 「金貨の即現金化」の仕組み

金貨や地金の購入、転売、代金支払いの仕組みは、以下のような流れとなっている（図1）。

図1 「金貨の即現金化」の仕組み例



- ① 新聞やダイレクトメールなどの広告をみて、消費者が販売業者へ連絡。
- ① 販売業者の店舗へ出向き、手に入れたい金額分の金貨や地金を後払い購入。
- ② 販売業者が転売先として案内した買取業者へすぐに金貨や地金を持ち込み、転売し換金。ただし、購入代金よりも転売額は低い。
- ③ 数週間以内に、購入代金の支払い期日を迎える。

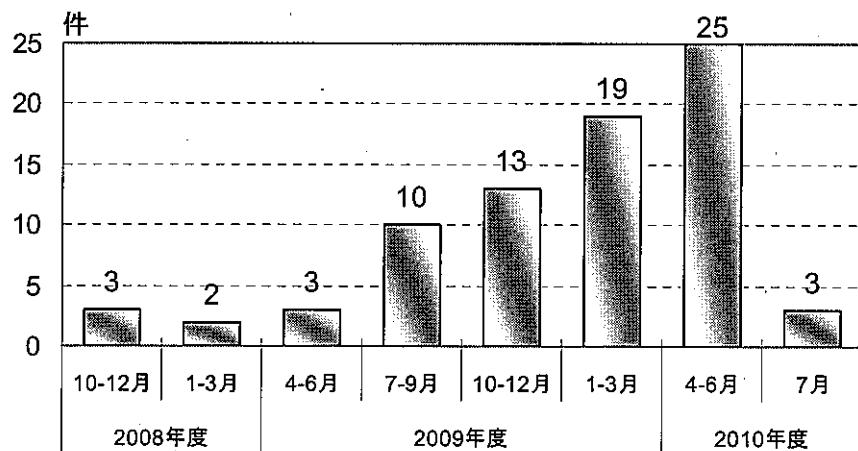
この仕組みを利用する消費者は投資目的で金貨や地金を購入するのではなく、融資目的であるのが特徴である。また金貨や地金の購入、転売と同じ仕組みで、アクセサリー等の貴金属類、壺やプラモデルなど、一般的な価格がわかりづらい商品を介在させる例もある。

2. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）^{注1}にみる相談の概要

（1）相談件数

現金化目的での金貨や地金の購入、転売に関する、いわゆる「金貨の即現金化」についての相談は、2008年度以降、78件寄せられている^{注2}。年度別にみると、2008年度が5件、2009年度45件、2010年度は28件となっている。図2に示すとおり、四半期別での推移をみると、2009年度に件数が増え、2010年度に入っても同様の傾向が続いている。

図2 「金貨の即現金化」に関する相談件数の年度別・四半期別推移



（2）相談の特徴

1) 契約当事者の属性

2008年度以降の相談78件の内訳は、以下のとおりである。

* 不明、無回答を除いて構成比を計算している。

^{注1} PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

^{注2} 2010年8月20日までの登録分。件数は、本調査のため特別に事例を精査したものである。

①年代別

図3のとおり、年代別では50歳代が25件(35.7%)で最も多く、40歳代が21件(30.0%)と続く。次いで30歳代が12件(17.1%)となっている。平均年齢は47.1歳である。

②性別

男性が48件(63.2%)、女性は27件(35.5%)で、男性が6割を占める。

③職業別

職業別では、給与生活者が40件(54.8%)、自営・自由業が17件(23.3%)、無職が12件(16.4%)という順であり、給与生活者が半数を占めている。

④地域別

図4のとおり、地域ブロック別にみると、九州北部が29件(38.7%)、北海道・東北北部が23件(30.7%)と、両地域で全体の3分の2以上を占め、地域的な偏りがみられる。

2) 契約購入金額

契約購入金額は、1万円以上5万円未満が18件(30.5%)、10万円以上30万円未満が20件(33.9%)となっている。1万円以上5万円未満の場合は、金貨数枚程度の購入で、10万円以上30万円未満の場合は、主に地金の購入である。平均契約購入金額は約20万円である。

図3 年代別相談割合

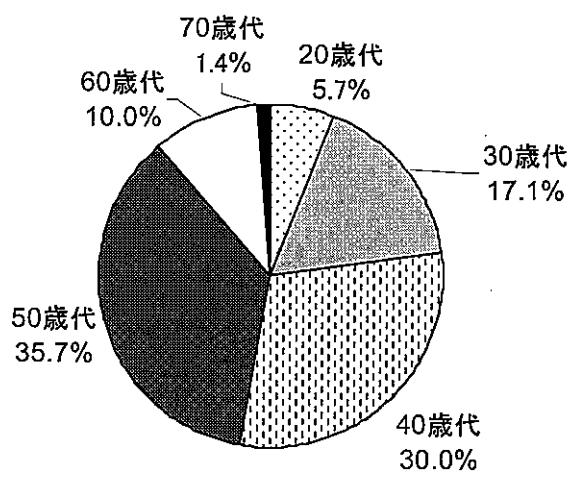


図4 地域ブロック別分布

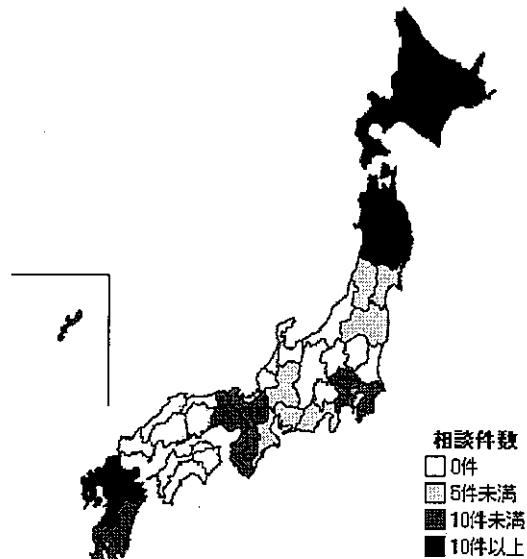


図5 広告例



3) 利用のきっかけ

相談事例をみると、たとえば債務整理をして消費者金融からは借金ができない、違法金融業者に借金があり、その返済に追われている等、多重債務に陥ったり、短期的な生活費や事業資金に困っている消費者が、新聞やダイレクトメール、ホームページ、携帯電話などの広告（図5）にある「お金が必要な方、今すぐ電話を」「他で借りられない人OK」といったうたい文句に誘われ、販売業者へ連絡、出向くというケースが多い。多重債務に関する相談件数は、25件みられる。

3. 相談事例

【事例1】借金返済のため利用したが、支払えない

借金の返済のため、現金がすぐに必要だった。スポーツ新聞の広告に「即現金入手」と書いてあったので、電話で問い合わせ、2週間後に支払う約束で2万円分ということで、販売業者から1/10オンスの金貨^{注3}1枚を購入した。その際、勤務先や親戚の連絡先などを書かされた。買取業者を案内され、11,000円に換金した。借金は返済したが、支払い日に金貨の代金を支払えない。どうすればよいか。

（50歳代 男性 給与生活者 福岡県 2010年5月受付）

* 以下、属性はすべて契約当事者

【事例2】1週間後支払う約束で金貨購入を繰り返す

新聞広告に「本日お金が必要な方、すぐ用立てます。後払い可能。金貨売買」とだったので、問い合わせた。販売業者から、数万円分の金貨を相場の3割増で購入し、宝石店に行き相場の金額で転売した。販売業者3社と同様の取引を繰り返すうち、支払い額が50万円ほどに膨らんだ。毎回、1週間以内に一括返済しているが、今回は支払えないで、分割の申し出をしたが応じてもらえない。完済する度に契約書を破棄されてしまうため、取引履歴は残っていない。

（70歳代 男性 無職 北海道 2010年2月受付）

【事例3】ダイレクトメールをきっかけに地金を購入したが、支払えず脅される

現金がどうしても必要になり、自分宛てに届いたダイレクトメールに「即現金」などと書いてあったので、販売業者に電話で問い合わせた。地金を38,000円分、1週間後の代金後払いで購入し、案内された店で換金し、28,000円の現金を手にした。支払い日が過ぎたが、現金を用意できず、支払いに行っていない。昨晩、勝手口を大きな音でたたかれ、郵便受けが壊されていた。夫の携帯電話にも無言電話が何度もかかるてくる。おそらく地金の販売業者だと思う。

（30歳代 女性 家事従事者 福岡県 2010年5月受付）

【事例4】事業資金のため何度か利用したが、債務が膨らみ支払えない

事業資金が足りず、販売業者から100グラム46万円で地金を買う契約をした。換金先は販売業

^{注3} 2010年8月20日現在、小売価格は約13,000円、買取価格は約10,000円である。

者から数件案内された。返済は毎日 12,000 円を 20 回支払い、21 回目から残りは一括返済になる。支払えないのでまた地金を買っては換金し、返済に充てた。これまでこのような取引を 4 回繰り返している。支払い日がきたが、売り上げも思わしくなく、これ以上支払えない。

(30 歳代 男性 自営・自由業者 埼玉県 2010 年 4 月受付)

4. 特徴及び問題点

(1) 利用した多くの消費者が支払い困難に陥る

現金を手に入れるという目的で金貨や地金の購入取引を利用し、それを転売した消費者は、消費者金融等から既に借り入れをしている場合が多い。一時的には現金を手に入れるものの、その場しのぎであり、消費者は必ず損をして、最終的には購入代金の支払いが困難な状況に陥る。この取引を繰り返し利用すると、状況はさらに深刻なものになり、新たな多重債務者を生むきっかけともなりかねない。

相談事例では、転売額は購入代金のおおよそ 5-7 割程度であり、その差額を融資契約の金利に見立てると、たとえば【事例 1】のケースでは、日利 5.84% で年利が 2000% を超える計算となり、出資法の上限金利である 20% をはるかに上回る。

(2) 仕組みの説明が不十分

多くの消費者はこの「金貨の即現金化」の仕組みをよく理解しないまま、「売買契約」という名目で、実態としては融資契約をさせられている。また、販売業者の出している広告等ではこの取引の具体的な仕組みの説明を行っていない場合が多い。そして、出向いた店舗においても詳しい仕組みを説明されないまま、販売業者の言い値で金貨や地金を購入させられる。

(3) 甘い言葉で勧誘

消費者金融等からの借り入れが難しい消費者を対象に、「クレジットカード不要」「代金後払い」等と、利用しやすいと思わせるセールストークで勧誘している。

(4) 転売への誘導

相談事例をみると、消費者が転売するに際して、販売業者と買取業者が結託していると思われる場合、無関係の場合のどちらも見受けられる。

結託していると思われる場合は、購入した金貨や地金をすぐに転売する「現金化」を促し、「高く買い取ってもらえるから」と、販売業者が買取業者を指定し、消費者にその業者のもとへ行かせたり、買取業者が同席したりすることがある^{注4}。

(5) 繰り返し利用してしまう仕組みや脅迫を受ける場合も

相談事例をみると、金貨や地金の購入代金の支払い方法として、後払い、短期間での少額の分割払いという契約条件が少なくない。たとえば、購入代金 5 万円を 1 日あたり 2,000 円で 20 回支

^{注4} 2009 年 9 月、結託していた販売業者と買取業者を沖縄県警が出資法違反等で逮捕した。

払い、21回目に残金10,000円を一括払いという支払い条件に設定にする。このように後払いにして、一括払いの段階で消費者が支払い困難に陥って、新たな購入のきっかけを作るという仕組みとなっている。

また、自宅へ訪ねてきたり、職場へ執拗に電話をかける等、脅迫的な取立てを受ける場合もある。

5. 消費者へのアドバイス

(1) 絶対に利用しない

「金貨の即現金化」の仕組みを利用すると、一時的には現金を手に入れることができる。しかし、この取引を行うと、たとえば3万円を手にするために5万円分の金貨を購入し、2万円のマイナスが発生するというように、結果的には手にする金額よりも高額な金貨や地金の購入代金の支払いに追われ、利用以前より債務が膨らんでしまう危険性が大きいにある。

仮に、融資契約として購入代金と転売額の差額を金利と見立てる、出資法が上限金利とする20%を超える暴利となる。

また、支払いが遅れると、本人のみならず家族や勤務先に督促がいく可能性がある。

簡単に現金を手に入れられるとして、絶対に利用しないこと。

(2) セールストークを鵜呑みにしない

広告等をみただけでは、この契約の仕組みがわかりづらくなっているが、冷静、慎重に判断することが大事である。また、「代金後払い」「クレジットカード不要で即現金」等という、販売業者のセールストークを鵜呑みにしないこと。

(3) 他の商品のケースでも同様手口

金貨や地金以外に、アクセサリー等の貴金属、壺、プラモデル等といった商品についても、同様の相談が見受けられるので、他の商品でも注意すること。

(4) 消費生活センターや弁護士会等に相談する

トラブルにあったら、消費生活センターや弁護士会等にすぐに相談すること。脅迫を受けた場合は、警察へ通報すること。

また、消費者金融などから借り入れ、多重債務を抱えて返済困難に陥ったら、すぐに自治体の多重債務相談窓口や弁護士会に相談すること。

6. 情報提供先

- ・ 消費者庁政策調整課
- ・ 警察庁生活安全局生活経済対策管理官
- ・ 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
- ・ 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課

【国民生活センター公表 参考資料】

●借金をするとき、家を借りるとき、就職するとき…

保証人紹介ビジネスのトラブルにご注意！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100526_2.html

●「クレジットカード現金化」をめぐるトラブルに注意！

—利用者自身も思わぬ大きなトラブルに巻き込まれるおそれが—

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100407_2.html